



暮らし日本一 鳥取県

日本財団鳥取助成プログラム

申請要項(2018 年度)

1. 狙い・目的：

日本財団は 2015 年 11 月に鳥取県と連携協定を締結し、「暮らし日本一の鳥取県」を目指して、2016 年 4 月より鳥取県内で共同プロジェクトを実施しています。日本財団鳥取助成プログラムでは、これまでに共同プロジェクトの一環として、少子高齢化・人口減少などによる地域コミュニティの機能減衰から顕在化する地域課題や超高齢化社会の到来による社会保障費の増加を見据えて、高齢者の運動機能や認知機能の低下を緩和する健康づくりなどの取組みに対して、地域が一体となり、住民自身が当事者としての認識に目覚め、地域の担い手として活躍するための支援を行なってきました。

2018 年度は、これまでの支援に加えて、若者に対する支援に力点を置きたいと考えています。鳥取県の調査によると、若者の県外転出超過は拡大する傾向にあり、県内大学生等の卒業生の県内就職は、約 30%で大半は県外へ転出しており、高校卒業の段階で、すでに進学と就職等の理由から約 56%が県外へ転出してます。また、鳥取県出身の県外大学生の約 70%が U ターンを考えている一方で、県内就職を予定している学生が約 33%と大きなギャップがあります。2017 年度に日本財団が慶応義塾大学 SFC 研究所と共同で行なった、県民約 3,000 人を対象にした地域活動への期待度に関する調査では、「がんばる若者を応援すること」、「子どもたちに帰ってこいと言える地域であること」が高い数値を示しており、今後、地域で人口減少が進む中、地域を支える貴重な人材となることが期待される若者の地域離れの緩和も視野に、地域の中で若者が学べる環境や質の高い仕事ができる環境などを作っていくことが鳥取県の地域づくりを考える上で非常に重要な要素であると考えています。

2018 年度の本プログラムでは、若者が活躍できる地域コミュニティのモデル作りを含めて、昨年度に引き続き、当財団が鳥取県と取組む事業テーマの中で、課題解決のスピードや事業効果を高めることを目的として、事業アイデアの募集を行い、その実施に向けた支援を行います。

2. 日本財団助成事業が重視すること:

助成事業の実施にあたっては、以下の 5 点を重視します。

- (1) 地域資源を活かし、全県または全国から注目を集めることができる取組み
- (2) 他の地域への展開が可能なモデル的取組み
- (3) 地域における生活支援の拠点となり、地域への波及効果が十分に期待できる取組み
- (4) 新規性のある取組みで、これまでの事業実績に基づき活動を発展・拡充する取組み
- (5) 支援後に自立して継続的に活動可能な取組み

3. 対象事業

日本財団が現在、鳥取県と共同で取り組む以下の事業テーマに即したものとします。

(1) みんなが支え合う社会づくり

- ・中山間地域の生活支援
- ・住民参加型の健康づくり
- ・難病の子どもと家族の地域生活支援

(2) みんなが活躍できる社会づくり

- ・障がい者スポーツの推進
- ・新しい公共交通のモデルをつくる
- ・働く障がい者を増やす

(3) その他、日本財団が特に重要と認める事業

それぞれの事業については、次の内容を想定しています。

(中山間地域の生活支援)

県が実施した山間集落实態調査(H28 年度)によると、集落を超えた取組みについて、必要性を感じる声は高い(38.5%)ものの、県内山間谷部奥地に位置する集落の高齢化率は、ここ 20 年で 28.1%(H7 年)から 45.5%(H28 年)まで上昇しており、今後、地域コミュニティの機能減退がより進むと予想されることから、住民主導により地域一体となって課題解決に取り組む活動や若者が活躍できる地域コミュニティのモデル形成等の事業に対して支援を行います。

(住民参加型の健康づくり)

鳥取県の健康寿命(H25 時点)は、男性で 70.87 歳(全国 34 位)、女性で 74.48 歳(全国 23 位)となっており、生活習慣病による死亡割合も 51.8%(全国 52.6%)となっており、運動、食習慣の改善による生活習慣病リスクの低減や、検診率向上による重症化リスクの低減に向けた取組みは重要な課題となっています。 社会保障費の抑制を念頭に検診率向上に向けたユニークな取組みや、日常生活の中で楽しみながら運動習慣を身に付け、食習慣を改善していけるようなプライマリケアの取組み等に対して支援を行います。

(難病の子どもと家族の地域生活支援)

難病の子どものケアは家族中心で行われています。本プロジェクトは、地域全体でケアする体制を充実させるための地域サービスを増やすとともに、子どもと家族(親、兄弟姉妹)が地域に関わる機会をつくることで、社会的孤立を予防する支え合いの地域づくりを目指しています。具体的には、2016 年 11 月に鳥取大学医学部内に開設された小児在宅支援センターと連携したケア体制づくり、親の活躍(就労、ボランティア)機会づくりや、家族の孤立を防ぐ取組み等に対して支援を行います。

(障がい者スポーツの推進)

2020 年の東京パラリンピックを目前に控え、障がい者スポーツへの関心が全国的にも高まっています。鳥取県でも、障がい者スポーツ振興に向けた取組みが進められており、本プログラムでも、障がい者スポーツに対する認知や理解を深めるための活動や、スポーツツーリズム、観光や情報発信を絡めた取組み等に対して支援を行います。

(新しい公共交通のモデルをつくる)

特に過疎化、高齢化が進む中山間地域では、生活に必要な公共交通手段を確保することが年々難しくなりつつあります。本プロジェクトではその実態を把握するとともに、住民主導のもとで新しい地域交通の仕組みを作ることを目指しています。住民運営による乗り合い型の地域交通や移動販売事業等に対して支援を行います。

(働く障がい者を増やす)

現在、鳥取県では、障がい者新規雇用 1,000 人創出を目指した施策が行われているところです。本プロジェクトでは、障がい者の社会参画や活躍の場の創出に向けた取り組みや、聴覚障がい者向けガイドツアーにおけるガイド等、障がいがある方の特性を生かした雇用を生み出していくような事業等に対して支援を行います。

※なお就労支援における工賃向上の取組みに関する申請の相談、問い合わせについては、以下宛にお願いします。

日本財団 国内事業開発チーム 03-6229-5254 / 鳥取県 福祉保健部 障がい福祉課 0857-26-7889

4. 対象団体

上記3のテーマに関連する取り組みを行う、県内に事務所又は活動拠点を有する団体等

(非営利公益活動団体・法人格の有無を問わない。地域住民組織または地域おこし協力隊の経験者でそのまま現地に定住している者より構成される組織等)

5. 助成金額:

原則として1件上限3,000,000円の助成を行います。

6. 対象経費:

対象となる経費は、助成事業の実施に必要な経費とします。

※費目は各団体の会計規則などにあわせてご記入ください。対象経費の詳細については添付のQ&Aの例を参考にしてください。

7. 補助率:

10/10

※事業の内容、性質によって一定程度の自己負担を求める場合があります。

8. 申請期間:

随時

※ただし、申請書の提出には、事前の申請相談が必要となります。

9. 申請方法:

メールのみ受付

※申請書をメールに添付し以下の宛先へご提出ください。

日本財団鳥取事務所 申請受付担当 宛

メールアドレス: totnf@ps.nippon-foundation.or.jp

※なお、郵送や FAX での受付はしておりませんのでご注意ください。また、申請相談のない申請書の提出は受付できませんので、予めご了承ください。

※申請書の作成に際しては、必ず助成金申請書記入マニュアルに則りご入力ください。

10. 提出書類

申請に際しては申請書と併せて以下の書類をご提出ください。

- ・定款または規約、会則
- ・役員名簿
- ・団体パンフレット
- ・直近の事業報告書
- ・直近の決算報告書
- ・団体の中期事業計画(3年間)

※申請事業の位置づけ、収支予算、資金調達計画を含むもの。

11. 物件改修・機器整備を伴う申請事業の提出書類

申請事業に物件改修・機器整備を含むときは、申請書と上記「10.提出書類」に記載の書類と併せて以下の書類をご提出ください。

- ・施設の運営計画(3年間)

※具体的な事業スケジュール、キャッシュフロー、収支予算、資金調達計画を含むもの。

- ・土地建物登記簿謄本(3ヶ月以内に取得したもの)

※原本

- ・土地建物賃貸借契約書、または確約書(最低5年間)

※申請時点で契約締結前のときは、助成決定後に賃貸借契約の確実性が確認できる文書をご提出ください。申請団体が所有する物件の場合は不要です。

- ・工事概算見積書

※見積書は、建築士の作成したものをご提出ください。なお、以下に挙げる経費は原則として対象外工事費のため見積書から予め除いてください。

土地や物件の取得経費、付属施設及び設備の撤去費、外構及び植栽工事費、付属設備の改修工事費、その他附帯的工事費、什器備品購入費、土地の造成に要する経費

- ・設計監理費見積書

- ・機器類の見積書またはカタログ(定価つきのもの)
※該当する取得物がある場合。

- ・周辺地図

- ・図面(A4判もしくはA3判)
※平面図で改修前と改修後で比較できるもの。

- ・現況写真
※建物(外観、工事箇所)の現況がわかるもの。

お問合せ先

日本財団鳥取事務所(鳥取県庁本庁舎3F)

電話: 0857-26-7897・7898

(共生社会プロジェクト推進室 TEL. 0857-26-7617(内8257))

FAX: 0857-26-8120

メールアドレス: totnf@ps.nippon-foundation.or.jp

住所: 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

日本財団 鳥取助成プログラムに関する Q&A

Q.一度に複数の事業を申請することはできるか？

A.できます。

Q.一法人で複数の事業所から申請するには？

A.すべて法人本部から申請してください。申請書はまとめて、件数を分けてご申請ください。

Q.他の助成金も受けていいか？

A.国庫補助金、他の公営競技(競輪、競馬など)や宝くじ、toto などの補助金を受ける事業は申請できません。地方自治体の補助・助成金、企業等からの協賛金は受けられます。また、福祉分野の事業は、独立行政法人福祉医療機構(WAM)と両方の助成を受けることはできません。

※対象事業の「働く障がい者を増やす」については、別途工賃向上を目的に就労系B型事業所を対象とした事業募集(窓口:、NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センター)をおこなっておりますので、そちらの事業募集を優先してください。

Q.助成対象経費は？

A.助成事業を実施する上で必要な経費とします。団体の運営費は対象となりませんが、事業を実施するうえで必要と判断され、積算根拠が明確な場合は対象となることがあります。以下は参考例です。

費目(例)	内容
人件費	事業を実施するために直接必要なアルバイト等の経費
諸謝金	講師や通訳など外部の専門家に対する謝金
旅費交通費	事業を実施するために必要な出張旅費や交通費など
委託費	調査研究、情報公開のための成果物の電子化経費など事業の一部を他に委託する費用
消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品等の購入費
印刷製本費	ポスター・パンフレット等のコピー・印刷など
通信運搬費	郵送料、宅配便代など
会議費	会場借用料、会場設営費用、委員会や各種会議での茶菓子代など
広告宣伝費	実施事業の開催告知などを、新聞・雑誌・WEB 等で広告するための費用
事業管理費	事業を実施する上で必要な事務局人件費・諸経費
雑費	少額かつ上記経費項目に含めることができない諸経費

Q.過去の助成実績を調べるにはどうすればいいか？

A.日本財団は 1962(昭和 37)年の設立以来、造船や海難防止など、海洋に関する事業の支援をはじめとして、社会福祉、スポーツや文化、芸術、教育等多くの事業に対し支援を行ってきました。これらの事業のうち 1979(昭和 59)年度以降に支援を行った事業については、日本財団図書館で詳細をご覧になることができます。また、毎年 4 月に発行している「事業計画アウトライン」にも助成事業の一覧が掲載されていますので、ご参考にしてください。

日本財団図書館 事業検索

http://nippon.zaidan.info/library/expert_jigyo_search_view.do

Q.助成表示をする理由は？

A.日本財団の助成金は、ボートレースの売上金の一部を財源としています。ボートレースの売上金がさまざまな公益事業を支えていることを広く知っていただくため、助成事業を行う際には、日本財団の助成を受けていることを必ず表示して頂きます。

Q.監査とは？

A.助成金が助成事業に必要な経費として経済的かつ適正に使用されたかを確認するものです。当財団の監査員が、事業完了後、事務所にお伺いして実施します。

Q.事業評価とは？

A.効果的な事業の実施やマネジメント判断、よりよい事業実施に向けた情報提供のため、当財団の助成事業について、事業プロセス・成果などを評価するものです。民間の専門会社または当財団が行い、結果は当財団の Web サイトを通じて公表します。